

# 瀬戸内市学校給食用物資納入の手引き



瀬戸内市学校給食調理場

## 目次

### 1 はじめに

- (1) 趣旨 . . . . . 2
- (2) 対象となる契約及び物資 . . . . . 2

### 2 業者登録

- (1) 瀬戸内市への業者登録 . . . . . 3
- (2) 登録の基準 . . . . . 3
- (3) 申請方法 . . . . . 3
- (4) 申請の受付 . . . . . 4
- (5) 審査及び登録等 . . . . . 5
- (6) 登録の有効期間 . . . . . 5
- (7) 登録事項の変更・廃止 . . . . . 5
- (8) その他 . . . . . 5

### 3 納入業者の決定

- (1) 納入業者の決定 . . . . . 6
- (2) 見積書の提出 . . . . . 6
- (3) 給食用物資の発注 . . . . . 6

### 4 給食用物資の納入

- (1) 納入先 . . . . . 7
- (2) 納入の時期 . . . . . 8
- (3) 納入時の検収 . . . . . 8
- (4) 不良品の対応 . . . . . 8
- (5) パン・麺・牛乳の納入について . . . . . 8

### 5 代金の請求・支払い

- (1) 代金の請求 . . . . . 9
- (2) 代金の支払い . . . . . 9

# 1 はじめに

## (1) 趣旨

本手引きは、瀬戸内市が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）を納入するにあたり必要な手続き等を示すものです。登録手続きをしていない業者からは、原則、給食用物資を購入することができませんので十分注意してください。

## (2) 対象となる契約及び物資

対象となる契約は、給食用物資の購入のみです。対象となる給食用物資については、次のとおりになります。

瀬戸内市給食用物資に係る食品分類表	
1 穀物及び乾物類	白米・強化米・小麦粉・でん粉・中華そば・うどん・スパゲティ・マカロニ・パン粉・大豆・小豆・春雨・ごま等
2 大豆製品	豆腐・油揚げ・がんもどき・厚揚げ・豆乳等
3 野菜・果実類	野菜類・みかん・なし・りんご等
4 獣鳥肉類	牛豚鶏等の肉類・ハム・ソーセージ・鶏卵等
5 魚・練製品	魚・練製品等
6 調味料	しょうゆ・ソース・砂糖・食塩・みそ・酢・食用油類・カレー粉・こしょう・マヨネーズ・ドレッシング・ルウ等
7 一般物資	冷凍食品・加工食品・デザート類・こんにやく・牛乳等
8 その他	上記分類に属さないもの

## 2 業者登録

### (1) 瀬戸内市への業者登録

給食用物資を納入するためには、給食用物資納入業者として事前に瀬戸内市（以下「市」という。）に登録されていることが必要です。

なお、この業者登録は、市の契約における一般的な物品調達に関する契約とは別の手続きとなりますので、給食用物資を納入するためには原則この登録が必要となります。

ただし、業者登録は継続的な発注を確約するものではありません。

### (2) 登録の基準

次の各号のすべてに該当していること。

- ①学校給食の意義及び役割並びに食育基本法（平成17年法律第63号）の趣旨を理解するとともに、食品に関する法律及びその他関連する法令等を遵守している者であること。
- ②衛生管理上必要な製造場所、保管場所及び輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されていること。
- ③営業施設及び納入しようとする給食用物資の衛生管理並びに従業員に対する健康管理が十分に行われていること。
- ④学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定場所へ納入できる輸送能力を有すること。
- ⑤納税義務を履行しており、登録の開始日以前における直近2年間に一切の刑事罰又は行政処分を受けておらず、業務に関する重大な事故も起こしていないこと。
- ⑥瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

### (3) 申請方法

申請書及び添付書類を、調理場に提出してください（郵送可）。内容を確認のうえ、提出書類に不備がなければ申請を受理します。

なお、申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 瀬戸内市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書
- ② 申請書添付書類
  - (i) 誓約書
  - (ii) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を要する者にあつては、営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し
  - (iii) 食品衛生法に基づく営業の届出を要する者にあつては、届出の事実がわかる書類

の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し

- (iv) 市内に本店又は支店・営業所等を有する者にあつては、国税及び市税に関する完納証明書の写し
- (v) 市外に本店又は支店・営業所等を有する者にあつては、国税に関する完納証明書の写し
- (vi) その他市長が必要とする書類

※生産者団体等については、上記に記載のある(ii)～(v)の書類を省略することができません。

※(ii)～(v)については、直近に発行されたものをご提出ください。

#### 【参考】

国税…法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税

市税…法人の場合は、法人市民税、固定資産税、軽自動車税

個人の場合は、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

#### (4) 申請の受付

① 受付期限（申請書の受付は土日祝を除きます。）

令和6年12月25日（水）

※令和7年4月分から納入を希望される場合は、上記の期限までに申請を行ってください。

※上記期限以降も随時受付を行っておりますが、申請時期により取引開始日（調理場への物資納入が可能となる日）が異なります。

※郵送する場合は、令和6年12月25日（水）必着となります。

② 受付時間

午前8時から午後4時45分まで（土・日・祝日を除く）

## (5) 審査及び登録等

申請書を受理したあとは、市において登録の適否を審査します。審査後、結果を申請者に通知し、登録が妥当と考えられる場合は登録名簿に登載します。

## (6) 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日より3年以内の期間となります。

〈例1〉登録開始日が令和7年4月1日の場合

令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

〈例2〉登録開始日が令和7年8月1日の場合

令和7年8月1日～令和10年3月31日まで

〈例3〉登録開始日が令和8年12月1日の場合

令和8年12月1日～令和10年3月31日まで

## (7) 登録事項の変更・廃止

登録業者は、登録名簿に登載されている登録事項に変更が生じたとき又は登録名簿への登録を廃止しようとするときは、以下の書類を調理場までご提出ください。

### ①登録事項の変更

瀬戸内市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

### ②登録の廃止

瀬戸内市学校給食用物資納入業者登録廃止届

## (8) その他

納入時に再三の検収不合格がある場合や、食品衛生法の違反が発覚した場合など、学校給食の運営にあたり、著しく適正を欠くと判断されたり、信頼を著しく損なったりした場合、登録を解除する場合があります。

## 3 納入業者の決定

### (1) 納入業者の決定

登録名簿に登録された納入業者と契約を締結します。ただし、緊急対応ができる体制を確保するため、調理場まで1時間以内で到着できる業者とします。その他の業者については、必要に応じて契約を締結することとします。

納入業者は、品目、調理場までの距離、実績等を考慮して各調理場ごとに振り分けを決定します。

### (2) 見積書の提出

市から登録業者（生鮮野菜納入業者等を除く）に対して見積を依頼します。登録業者は指定された期日までに見積書を指定の場所まで提出してください。見積可能物資のみ金額を記載し、見積を提出しない物資については空白のまま提出してください。また、見積時に規格書や見本品の提示を求めることがあります。

なお、原則、提出後の見積書の書換え、引換え又は撤回はできませんのでご注意ください。

### (3) 給食用物資の発注

契約業者に対して発注書を送付します。なお、発注書送付後に、感染症等による学級閉鎖や、台風等の自然災害による臨時休業となった場合は、数量の大幅な変更又は発注取消となる場合があります。双方協議のうえ納入量を変更する場合がありますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

## 4 給食用物資の納入

### (1) 納入先

#### 【納入先一覧】

所在地	納入施設名
瀬戸内市邑久町尾張 1 1 5 6 - 1	瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場
瀬戸内市邑久町山田庄 7 3 6	瀬戸内市立邑久幼稚園
瀬戸内市邑久町山田庄 6 1 0	瀬戸内市立邑久小学校
瀬戸内市邑久町大富 2 5	瀬戸内市立今城小学校
瀬戸内市邑久町虫明 2	瀬戸内市立裳掛小学校
瀬戸内市邑久町山手 2	瀬戸内市立邑久中学校
瀬戸内市牛窓町牛窓 4 4 3 3 - 8	瀬戸内市立牛窓東幼稚園
瀬戸内市牛窓町牛窓 4 4 3 3 - 1 0	瀬戸内市立牛窓東小学校
瀬戸内市牛窓町鹿忍 2 1 6 6	瀬戸内市立牛窓西小学校
瀬戸内市牛窓町長浜 3 6 7 7	瀬戸内市立牛窓北小学校
瀬戸内市牛窓町牛窓 6 4 4 6	瀬戸内市立牛窓中学校
瀬戸内市長船町福里 8 3 6 - 5	瀬戸内市長船学校給食調理場
瀬戸内市長船町福里 8 3 9	瀬戸内市立国府幼稚園
瀬戸内市長船町服部 1 6 0 - 1	瀬戸内市立行幸幼稚園
瀬戸内市長船町東須恵 1 6 6 6	瀬戸内市立美和小学校
瀬戸内市長船町福里 8 5 3	瀬戸内市立国府小学校
瀬戸内市長船町服部 1 6 3	瀬戸内市立行幸小学校
瀬戸内市長船町牛文 1 0 1 0	瀬戸内市立長船中学校

## (2) 納入の時期

調理場からの発注書により、下表の日時に指定された規格及び数量の給食用物資を納品書とともに納入してください。ただし、何らかの事情により納入時間等に支障が生じる場合は、速やかに調理場へ連絡し、担当職員の指示に従ってください。

なお、下表の納入時期はあくまでも予定であり、発注書に記載の日時での納入をお願いします。

### 【納入時期一覧】

納入日	納入場所	納入時刻	納入品目
当日(使用日)納入	調理場	7:00~9:00 (時間指定)	野菜・果実類、肉類、魚類等
	各学校園 調理場 (直接配送)	9:00~11:30	牛乳、パン、麺、デザート等
当日納入以外又は 随時納入	調理場	7:30~12:20	上記以外
		13:00~15:00	

※各調理場が指定した時間で納入して下さい。

※納入時刻より早く在庫されても納入時刻までは受付できません。

※納入日は、土曜・日曜・祝日を除きます。

## (3) 納入時の検収

給食用物資の納入時には、検収責任者と納入業者との双方立ち合いのもとで検収を行い、検収に合格したものを納入してください。

## (4) 不良品の対応

検収時に不合格(著しく品質が劣る、数量の不足等)とされたものは、検収責任者の指示に従い、直ちに適格品との交換や補充などの対応を行ってください。

## (5) パン・麺・牛乳の納入について

岡山県学校給食会からの通知により、各業者が決定後、決定業者へ納入場所・日時を個別にお知らせします。

## 5 代金の請求・支払い

### (1) 代金の請求

#### ① 請求の方法

代金の請求は、実際に納入した数量により請求書を提出してください。請求書は翌月10日までに調理場に提出をお願いします。（10日が土日祝日の場合は、翌調理場開所日）

なお、請求書の用紙は任意書式ですので、普段の取引で使用しているものをご使用ください。

#### ② 請求に関する注意事項

請求書には必ず次のことを記載してください。

(ア) 請求書は瀬戸内市長（〇〇学校給食調理場）宛とすること。

(イ) 納品した給食用物資の品名、納品日、数量、単価など請求金額の内訳を記入すること。

(ウ) 産地名を記入すること（生鮮野菜、精肉のみ）。

(エ) 請求者の名前又は名称及び住所を記入すること。

(オ) 押印すること。

### (2) 代金の支払い

上記請求書の提出を受けてから、調理場で内容を確認後、請求日から30日以内に指定口座に振り込みを行います。

#### 【問い合わせ先】

瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場

〒701-4221

住所：岡山県瀬戸内市邑久町尾張1156番地1

TEL：0869-22-0015

FAX：0869-22-0045

MAIL：[kyoudouchouri@city.setouchi.lg.jp](mailto:kyoudouchouri@city.setouchi.lg.jp)